

建築士の設計範囲 (建築士法第3条、第3条の2、第3条の3より)

構造 高さ・階数		木造建築物				RC造・CB造・無筋CB造・煉瓦造・石造・鉄骨造		
		平屋建	2階建	3階建	高さ>13m又は軒高>9m	高さ13m、かつ、軒高9m 平屋建、2階建	3階建以上	高さ>13m又は軒高>9m
延べ面積 (㎡)		誰にでもできる				と同じ		
L 30								
30 < L 100		一級・二級建築士				に同じ		
100 < L 300								
300 < L 500		一級・二級建築士				に同じ		
工 作 物	500 < L 1000							
	特建	に同じ						
1000 < L				一般	に同じ		に同じ	
		特建						

一級建築士

このうち、次の建築物はその区分に応じて に掲げるものによる設計又は法適合性確認が必要

- ・ RC造で h > 20m
- ・ S造で階数 4, h > 13m, 軒 h > 9mなど主に構造計算適合性判定を要するもの
- ・ 階数 3, かつ, 床面積 > 5,000㎡

構造設計一級建築士
設備設計一級建築士

- ・ 上表に該当する建築物を新築しようとする場合、それぞれの資格者でなければ設計又は工事監理をしてはならない。
- ・ 建築物を増築し、改築し、又は建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合においては、当該増築、改築、修繕又は模様替えにかかる部分を新築するものとみなす。
- ・ 上表中、特建は特殊建築物のことで、学校・病院・劇場・映画館・観覧場・公会堂・集会場(オーデトリウムを有するもの)・百貨店を指す。
- ・ 平成19年12月に改正された建築士法等により、大規模な建築物の構造と設備については、それぞれ構造設計一級建築士、設備設計一級建築士により設計又は法適合性の確認をすることが義務化された(H21.5.27施行)